

長崎市洋館活用
施設見学会 開催

11.25（水）～12.25（金）
午前9時～午後5時
（※土日祝を除く）

申込受付中！

長崎市洋館活用について

長崎市では、グラバー園を除く市有の洋館について、令和3年11月策定の「長崎居留地歴まちグランドデザイン」に基づき、これらの洋館を民間事業者様に活用いただくことを検討しています。

これまで、事業手法に係る意見や提案を募集することを目的としたサウンディング調査を行ってきましたが、この現地見学会では、活用に向けた費用の算出などを目的に、対象となる各洋館の状態を詳しく確認いただく機会とします。

現地見学会内容

実施日時：令和8年11月12日(木)～令和8年12月25日(金)のうち、土日祝日を除く希望の日時(最大2日間)
時間は午前9時～午後5時までとする。

対象物件：右の10施設

No.	施設名	所在地
1	旧長崎英国領事館	長崎市大浦町1 番 37 号
2	東山手甲十三番館	長崎市東山手町3 番 1 号
3	東山手十二番館	長崎市東山手町3 番 7 号
4	東山手洋風住宅群	長崎市東山手町6 番 25 号
5	南山手乙27番館	長崎市南山手町7 番 5 号
6	旧長崎税関下り松派出所	長崎市松が枝町4 番 33 号
7	旧香港上海銀行長崎支店	長崎市松が枝町4 番 27 号
8	南山手8番館	長崎市南山手町4 番 33 号
9	南山手乙9番館	長崎市南山手町3 番 17 号
10	旧杠葉本館・旧杠葉氏宅	長崎市南山手町10 番 21 号 ほか

見学箇所：公開スペースや設備のほか、目視の範囲で屋根裏、床下、附属屋等の非公開部分

注意事項：見学には文化財課の職員が立ち合います。

床板、壁面を剥ぐ等の文化財を傷つける行為は禁止します。

対象施設の位置図


①旧長崎英国領事館


②東山手甲十三番館


③東山手十二番館


④東山手洋風住宅群



⑨南山手乙9番館

⑩旧杠葉本館・旧杠葉氏宅
※保存整備中のため外観のみ見学可


⑤南山手乙27番館


⑥旧長崎税関下り松派出所


⑦旧香港上海銀行長崎支店


⑧南山手8番館

参加資格

①対象施設の利活用による事業の実施主体となる意向を有する法人又は法人のグループ

②見学実施日に建築や設備等の専門職の方が同行することを基本とします。

※法人又はその代表者が次のいずれかに該当する場合は参加できません。

・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

・会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続き中の者

・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団に該当する者

・国税、都道府県税及び市町村税等を滞納している者

・政治団体、宗教上の組織若しくは団体、その他市長が適当でないと判断する者

申し込みについて

見学会をご希望の場合は、①～⑤を記載の上、文化財課の代表メールへお申し込みください。

また、3営業日を過ぎても返信がない場合は、お手数ですが文化財課までご連絡ください。

①社名及び所在地

②ご担当者の氏名及び電話番号

③希望する日時（第3希望まで）

④見学会の参加予定者人数

⑤その他、事前にお尋ねされたい事項があればご記載ください

長崎市文化財課　bunkazai@city.nagasaki.lg.jp

電話番号　095-829-1193（直通）